

# 知らないと損する 年金のおはなし

## テーマ4 万が一の時にはどうなる？

がんこ社労士事務所  
特定社会保険労務士 小林元子

# 知らないと損する年金のおはなし

- テーマ1：いつ・どんな時から受け取れる？
- テーマ2：受け取りながら働いたらどうなる？
- テーマ3：少しでも増やすには？
- **テーマ4：万が一の時にはどうなる？**

## テーマ4：万が一の時にはどうなる？

- 一家の働き手が亡くなった時にご遺族が受け取る遺族年金制度は、亡くなられた方の加入履歴や、ご遺族の状況によって異なります。
- また、けがや病気で生活や仕事などが制限されるようになった場合には障害年金制度があります。
- 2020年の厚生労働省人口動態統計によると、約3組に1組が離婚をしていると考えられます。万が一離婚をすると年金はどうなるのかを確認しておきましょう。
- 万が一の時のことも今から確認しておくで安心です。



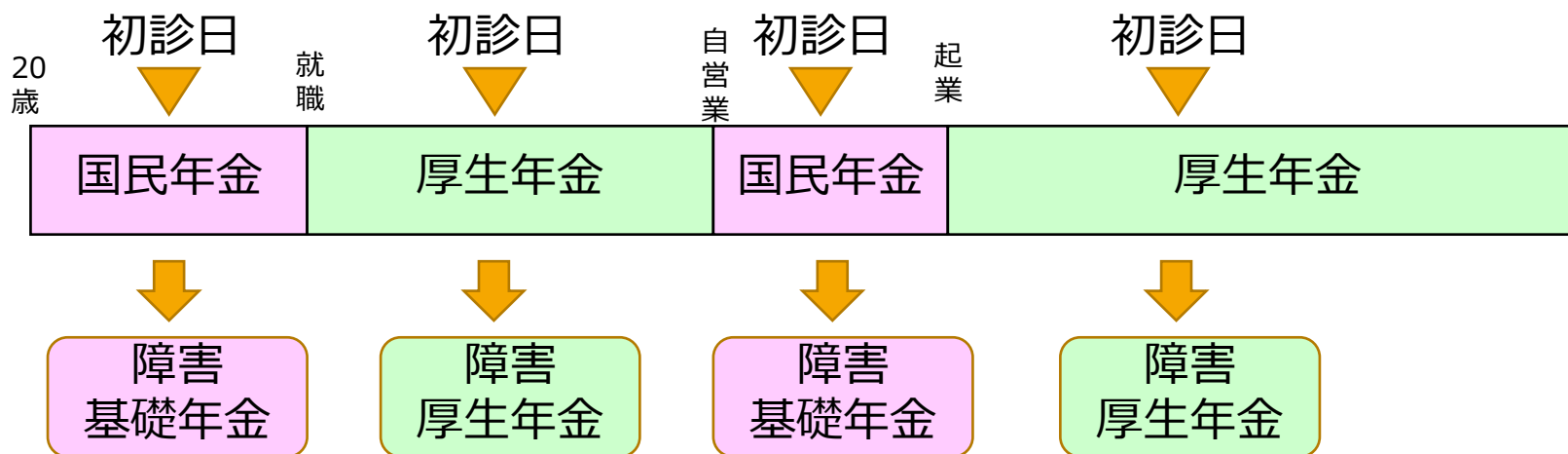
# 障害年金

## 障害年金とは

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

## 障害年金の種類

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師等の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金保険に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。



# 障害基礎年金の支給要件

• それぞれ「1」～「3」の条件のすべてに該当する方が受給できます。



1. 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。

- 国民年金加入期間
- 20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間

\* 老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。

2. 初診日の前日において、保険料の納付要件を満たしていること。

- 20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

3. 障害の状態が、障害認定日または20歳に達したときに、障害等級表に定める**1級または2級**に該当していること。

\* 障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります。

# 障害厚生年金の支給要件

1. 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの**初診日があること**。
2. 初診日の前日において、**保険料の納付要件を**満たしていること。
3. 障害の状態が、障害認定日に、障害等級表に定める**1級から3級のいずれかに該当していること**。

\* 障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受け取ることができる場合があります。



# 障害手当金(一時金)の支給要件

## 障害手当金

障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、一時金を受け取ることができる制度

## 支給要件

1. 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの**初診日があること**。
  - 障害手当金(一時金) \* 国民年金、厚生年金または共済年金を受給している方を除きます。
2. 初診日の前日において、**保険料の納付要件を満たしていること**。
3. 障害の状態が、次の条件すべてに該当していること。
  - 初診日から5年以内に治っていること（**症状が固定**）
  - 治った日に障害厚生年金を受け取ることができる状態よりも**軽いこと**
  - 障害等級表に定める**障害の状態**であること

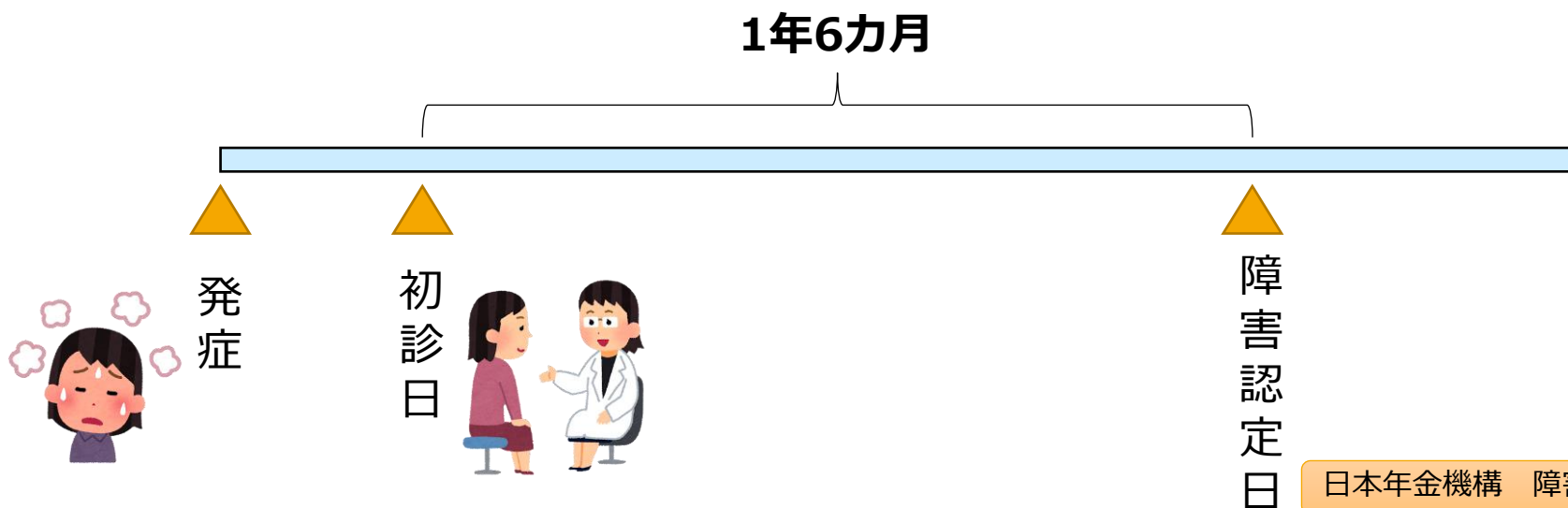
# 障害年金のポイント「初診日」と「認定日」

## 初診日

- 障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます。
- 同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日となります。

## 障害認定日

- 障害の状態を定める日のこと
- その障害の原因となった病気やけがについての**初診日から1年6カ月を過ぎた日**
- または1年6カ月以内にその病気やけがが治った場合（**症状が固定した場合**）はその日をいいます。

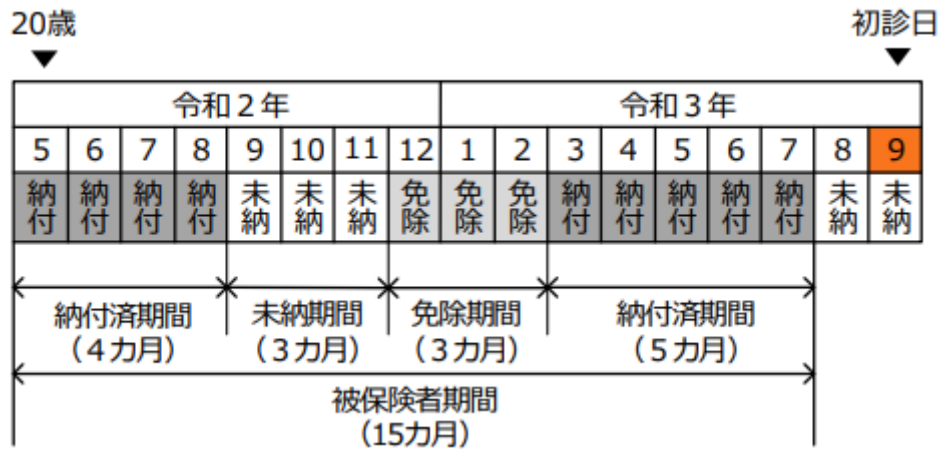




# 保険料の納付要件

## 保険料の納付要件

- 初診日の前日において、初診日がある月の2カ月前までの**被保険者期間**で、**国民年金の保険料納付済期間**（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と**保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上ある**ことが必要です。



## 保険料の納付要件の特例

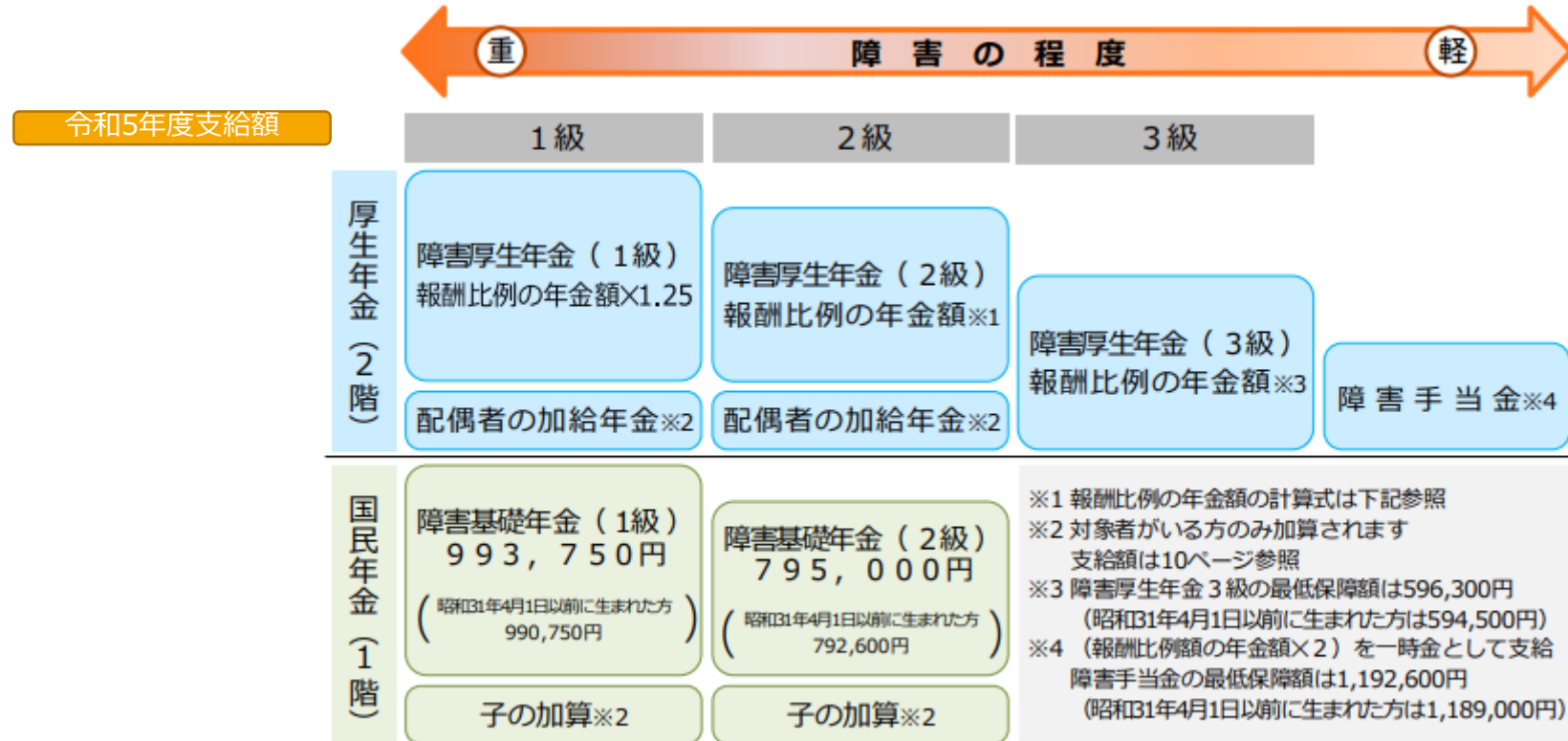
- 初診日が令和8年3月末日までにあるときは、次のすべての条件に該当すれば、納付要件を満たすものとされています。
  - 初診日において**65歳未満**であること
  - 初診日の前日において、初診日がある月の2カ月前までの**直近1年間に保険料の未納期間がない**こと



# 障害年金・障害手当金の額

- 障害の状態により、障害基礎年金は1級・2級、障害厚生年金は1級～3級の年金を受け取ることができます。
- 障害厚生年金の1級・2級に該当する場合は、障害基礎年金もあわせて受け取ることができます。
- 障害年金の1級は、2級の1.25倍となります。

日本年金機構 障害年金ガイドより



図は、イメージのため実際の支給額と異なる場合があります。

# 加給年金額と子の加算額

- 1級・2級の障害基礎年金または障害厚生年金を受け取ることができる方に、生計を維持されている下記の対象者がいる場合に受け取ることができます。

令和5年度支給額

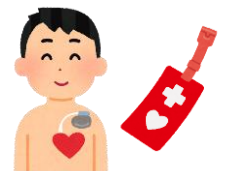
	名称	金額	加算される年金	年齢制限
配偶者	加給年金額	228,700円	障害厚生年金	65歳未満であること (大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません)
子2人まで	加算額	1人につき 228,700円	障害基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳になった後の最初の3月31日までの子</li> <li>・20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態にある子</li> </ul>
子3人目から		1人につき 76,200円		

- \*配偶者が、老齢厚生年金、退職共済年金（加入期間20年以上または中高齢の資格期間の短縮特例に限る）の受給権を有するときや、障害年金を受け取る間は、加給年金額は支給停止されます。
- \*児童扶養手当の受給者の方やその配偶者が、公的年金制度から年金を受けるようになり、年金額が改定された場合は、市区町村から支給されている児童扶養手当が支給停止または一部支給停止される可能性があります。詳しくは、お住まいの市区町村の児童扶養手当担当窓口にお問い合わせください。

# 障害年金に該当する状態

重  
↓  
軽

障害の程度	状態
1級	他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態です。 身のまわりのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方が、1級に相当します。
2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害です。 例えば、家庭内で軽食をつくるなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られるような方が2級に相当します。
3級	労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態です。 日常生活にはほとんど支障はないが、労働については制限がある方が3級に相当します。



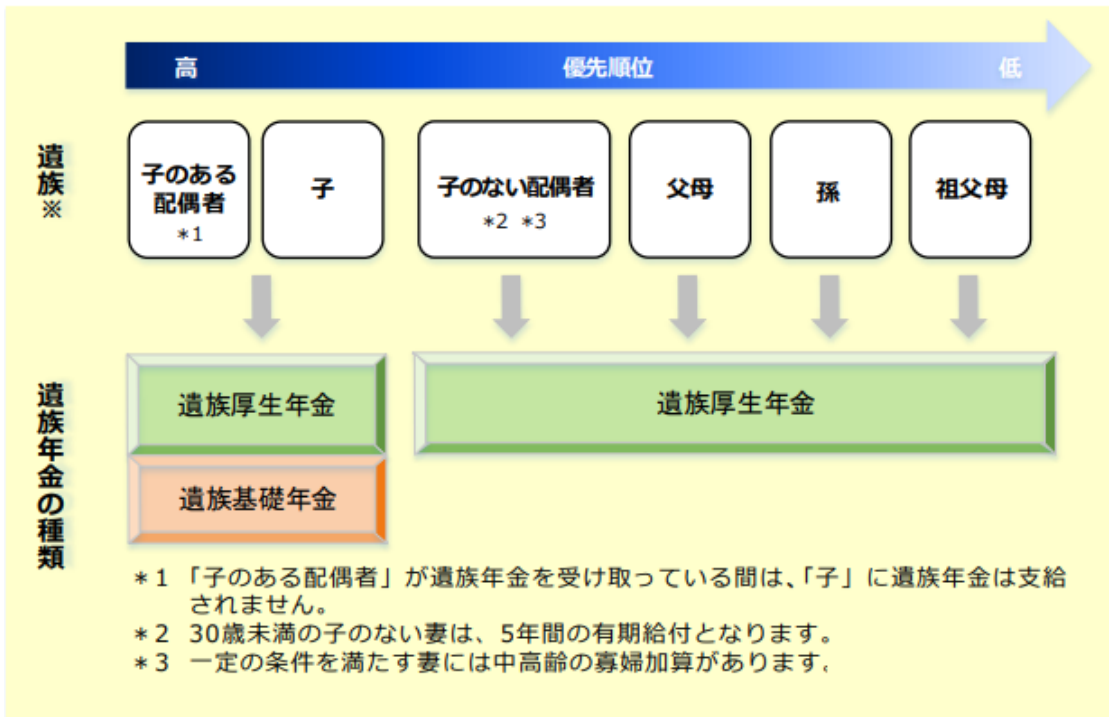
# 遺族年金

## 遺族年金とは

- 遺族年金は、一家の働き手の方や年金を受け取っている方などが亡くなられたときに、ご家族に給付される年金です。

## 遺族と年金の種類

- 遺族年金を受け取ることができる遺族は、死亡当時、死亡した方によって生計を維持されていた以下の方が対象で、最も優先順位の高い方が受け取ることができます



※ 遺族には、それぞれ以下の条件があります。

子、孫(「子のある配偶者」「子のない配偶者」などの「子」を含む)

- 死亡当時、18歳になった年度の3月31日までの間にあること
- 20歳未満で障害等級1級または2級の障害の状態にあること  
※婚姻していない場合に限ります。  
※死亡した当時、胎児であった子も出生以降に対象となります。
- 配偶者には、婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者(内縁の配偶者)も含まれます。
- 子については、死亡した方の実子または養子を指します。
- 養子縁組されていない配偶者の子(いわゆる連れ子)は含まれません。

夫、父母、祖父母

死亡当時、55歳以上であること

(受給開始は60歳からになります。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限って、60歳より前でも遺族厚生年金をあわせて受け取ることができます。)

# 遺族基礎年金

- 次のいずれかの要件に当てはまる場合、死亡した方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受け取ることができます。
  - ① 国民年金の被保険者である間に死亡したとき。
  - ② 国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき。
  - ③ 老齢基礎年金の受給権者であった方（保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方に限る）が死亡したとき。
  - ④ 保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方が死亡したとき。
- ※①、②については保険料納付要件があります。



# 遺族厚生年金

- 遺族厚生年金は、次のいずれかの要件に当てはまる場合に、死亡した方によって生計を維持されていた「配偶者」、「子」、「父母」、「孫」または「祖父母」が受け取ることができます。
  - ① 厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき。
  - ② 厚生年金保険の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、初診日から5年以内に死亡したとき。
  - ③ 1級・2級の障害厚生(共済)年金を受け取っている方が、死亡したとき。
  - ④ 老齢厚生年金の受給権者であった方（保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方に限る）が死亡したとき。
  - ⑤ 保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方が死亡したとき。
- ※①、②については保険料納付要件があります。



# 保険料の納付要件

## 保険料の納付要件

- 遺族基礎年金の受給要件の①②、および遺族厚生年金の受給要件の①②については、死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の前々月までの被保険者期間に、国民年金の保険料納付済期間および免除期間、厚生年金保険の**被保険者期間、共済組合の組合員期間の合計が3分の2以上あることが必要**です。

### 【例1】

- 生年月日 昭和56年4月10日
- 死亡日 令和3年5月10日（死亡当時40歳）
- 被保険者期間（年金加入期間）240月 ※20歳から年金制度に加入
- 国民年金保険料 納付済期間 30月 免除期間 12月 未納 78月
- 厚生年金保険の被保険者期間 120月

$$\frac{(30\text{月} + 12\text{月} + 120\text{月} = 162\text{月})}{\text{被保険者期間 } 240\text{月}} \geq \frac{160\text{月}}{240\text{月}} \left( \frac{2}{3} \right)$$

### <解説>

被保険者期間は、20歳から死亡日がある月の前々月（令和3年3月）までの240カ月です。このうち、保険料納付済期間、保険料免除期間および厚生年金保険の被保険者期間の合計は162カ月です。上記の例では、保険料納付済期間および保険料免除期間が3分の2以上（160カ月以上）あるので納付要件は満たしています。

## 保険料の納付要件の特例

- 死亡日が令和8年3月末日までのときは、死亡した方が65歳未満であれば、死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の前々月までの**直近1年間に保険料の未納がなければよい**ことになっています。

### 【例2】

令和元年				令和2年								令和3年								
9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	納付	納付	納付	免除	免除	免除	納付	納付	納付	納付	納付	未納	未納	

死亡日  
▼

直近1年間の期間  
保険料の未納期間がない

### <解説>

死亡日がある月の前々月までの直近1年間（令和2年4月から令和3年3月まで）に保険料の未納期間がないので納付要件は満たしています。



# 遺族年金の年金額

遺族年金は、亡くなられた月の翌月分から受け取ることができます。

日本年金機構 遺族年金ガイドより

遺族基礎年金と遺族厚生年金のどちらとも要件に該当する遺族は、あわせて受け取ることができます。

## 遺族基礎年金

遺族基礎年金の年金額は、一律の額となります。また、子の人数に応じて加算されます。

子のある配偶者が受け取る時

年額795,000円<sup>※1</sup> + (子の加算額)<sup>※2</sup>

子が受け取る時 (次の金額を子の数で割った額が、1人あたりの額となります。)

年額795,000円 + (2人目以降の子の加算額)<sup>※2</sup>

※1 昭和31年4月1日以前に生まれた方 …… 年額792,600円

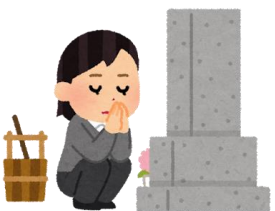
※2 1人目および2人目の子の加算額 …… 各 228,700円  
3人目以降の子の加算額 …… 各 76,200円

## 遺族厚生年金

- 亡くなられた方の老齢厚生年金の報酬比例部分の3/4  
※①、②および③による遺族厚生年金の場合、厚生年金保険の被保険者期間が300月(25年)未満の場合は、300月とみなして計算します。

## 中高齢の寡婦加算

- 次のいずれかに該当する妻が受け取る遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、**596,300円**が加算されます。
- 夫が死亡したときに妻が40歳以上65歳未満で、生計を同じくする子がない場合。
- 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受け取っていた「子のある妻」(40歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた妻に限る)が、子が18歳になった年度の3月31日に達した(障害の状態にある場合は20歳に達した)ため、遺族基礎年金を受け取ることができなくなった場合。
- 注意**  
要件④、⑤による遺族厚生年金の場合は、死亡した夫の厚生年金保険の加入期間が**20年**(中高齢の期間短縮の特例などにより20年未満の加入期間で受給資格期間を満たした方は、その期間)**以上なければ、中高齢の寡婦加算額は加算されません。**  
遺族基礎年金または障害基礎年金を受け取ることができるときは、中高齢の寡婦加算額は支給停止されます



# 65歳以上の老後の年金と遺族の年金

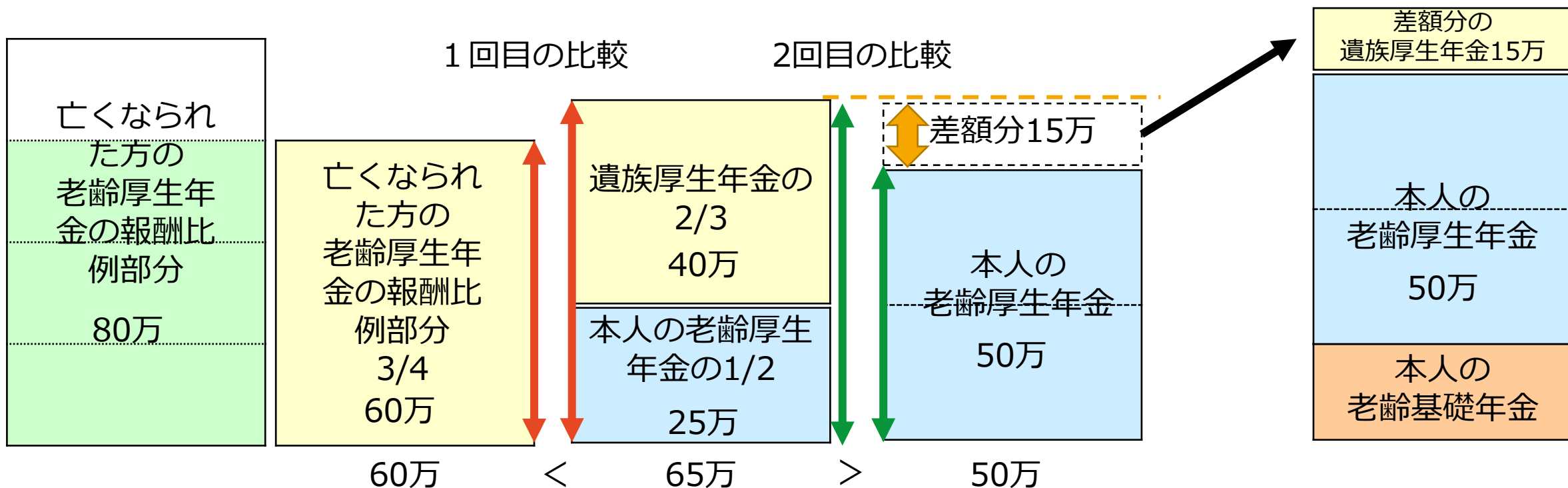
65歳以上で老齢厚生（退職共済）年金を受ける権利がある方が、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受け取るとき

①と②の額を比較し、高いほうが遺族厚生年金の額となります。

①「遺族厚生年金の額」

②「遺族厚生年金の額の2/3」と「ご本人の老齢厚生（退職共済）年金（子の加給年金額を除く）の額の1/2」を合計した額

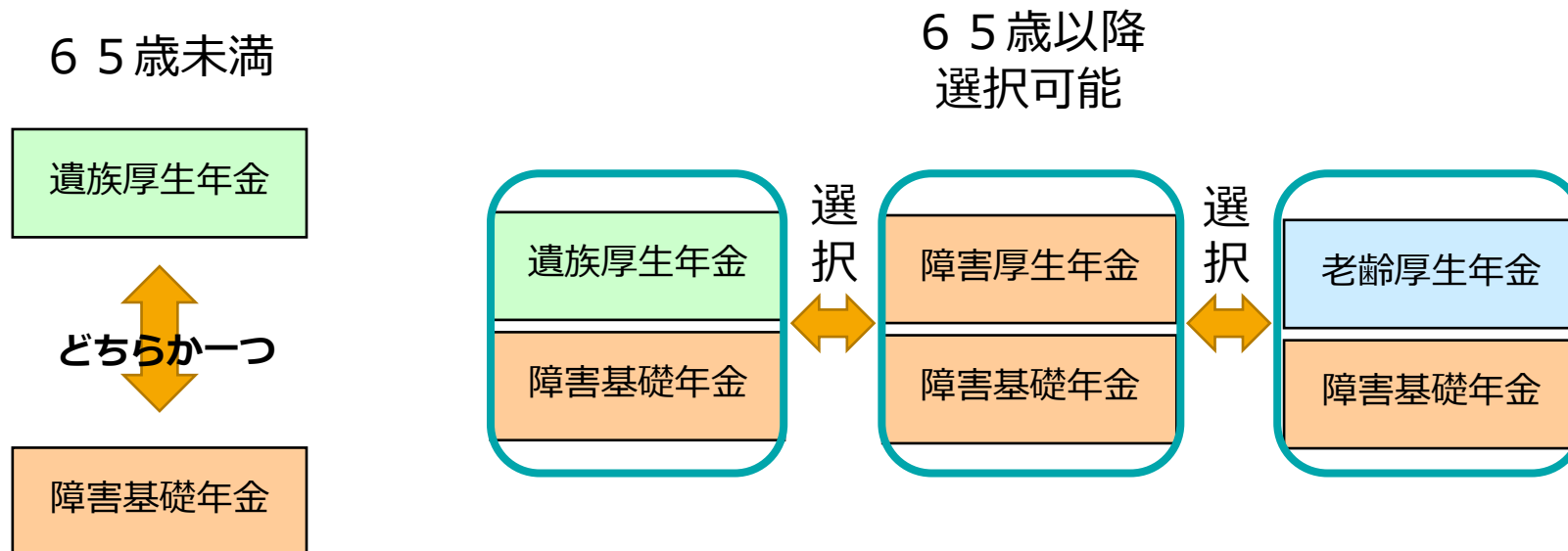
ご本人の老齢厚生年金は全額支給となり、遺族厚生年金は老齢厚生年金に相当する額が支給停止されます。



# 遺族厚生年金と他の年金

## ・ 障害基礎年金

- ・ 障害基礎年金をあわせて受け取ることができます。
- ・ ただし、遺族厚生年金の受給権者が 65 歳未満の場合は、遺族厚生年金かご自身の障害基礎年金のどちらか一方しか受け取ることができません。



# 国民年金の「寡婦年金」と「死亡一時金」

日本年金機構 遺族年金ガイドより

## 寡婦年金

- 死亡日の前日において、国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）の保険料納付済期間と保険料免除期間が合わせて10年以上ある夫が死亡したとき。
- 夫によって生計を維持され、かつ、夫との婚姻関係（事実婚を含む）が10年以上継続している妻
- 60歳から65歳になるまで受け取ることができます。

夫の死亡日前日までの第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）期間から、老齢基礎年金の計算方法により算出した額の3/4になります。



- 以下に該当する方は請求できません。
  - 夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合
  - 妻が繰上げ受給の老齢基礎年金を受け取っている場合
- 妻が他の年金を受け取っている場合は、選択になります。
- 寡婦年金と死亡一時金の両方を受け取ることができる場合は、どちらか一方を選択して受け取ることとなります。

## 死亡一時金

- 死亡一時金は、死亡日の前日において、国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者
- を含む）の保険料納付済期間※が36月（3年）以上ある方が死亡したときに遺族が受け取ることができます。

【保険料納付月数】 【金額】

- 36月以上180月未満……………120,000円
- 180月以上240月未満……………145,000円
- 240月以上300月未満……………170,000円
- 300月以上360月未満……………220,000円
- 360月以上420月未満……………270,000円
- 420月以上……………320,000円

死亡した月の前月までに付加保険料納付済期間が36月以上ある場合は、上記の金額に8,500円が加算されます。

- 死亡一時金を受け取ることができる遺族は、死亡した方の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順番で、死亡したときに生計を同一にしていた方が対象になります。
- 死亡した方が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれかを受け取っていたとき、または遺族基礎年金を受け取ることができる方がいる場合には、死亡一時金を受け取ることができません。
- 死亡一時金は、死亡日の翌日から2年を経過した場合、請求することができなくなりしますのでご注意ください。

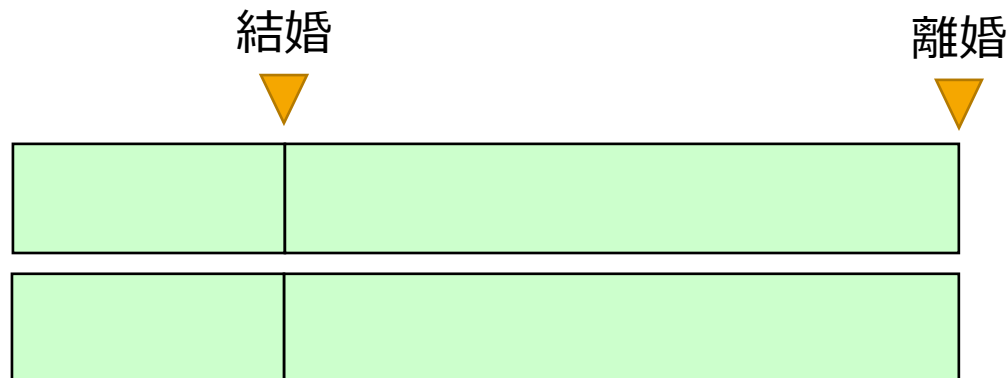
# 年金の離婚分割・合意分割制度

- 合意分割制度は、離婚または事実婚関係を解消し（※1）、次の条件のいずれにも該当した場合に、**お二人（または当事者一方）からの請求により**、厚生年金（※2）の保険料納付記録（標準報酬）を分割できる制度です。この制度により分割される記録は、**婚姻期間中のお二人の保険料納付記録に限られます**。

※1 事実婚関係にあった間に、お二人の一方が国民年金の第3号被保険者であった場合に限られます。

※2 共済組合の組合員である期間を含みます。

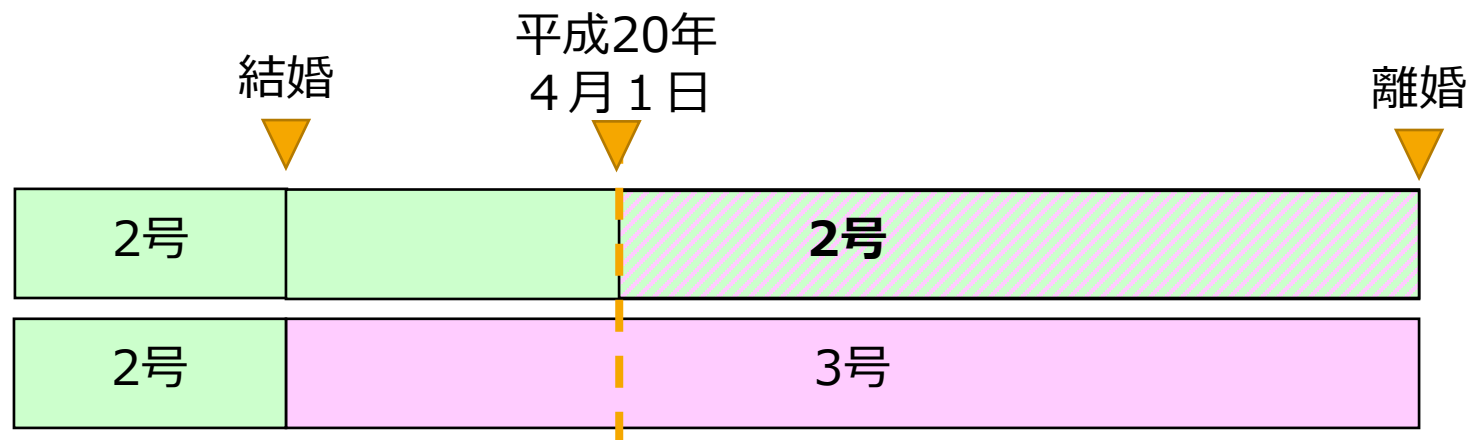
- お二人の合意や裁判手続きにより年金分割の割合を定めている
- 請求期限（離婚をした日の翌日から起算して2年）を経過していない



# 年金の離婚分割・3号分割制度

- 3号分割制度は、離婚または事実婚関係を解消し、次の条件のいずれにも該当した場合に、**国民年金第3号被保険者であった方からの請求により**、相手方の保険料納付記録を**2分の1ずつ分割**できる制度です。
- この制度により分割される記録は、**平成20年4月1日以後の国民年金第3号被保険者期間中の記録**に限られます。

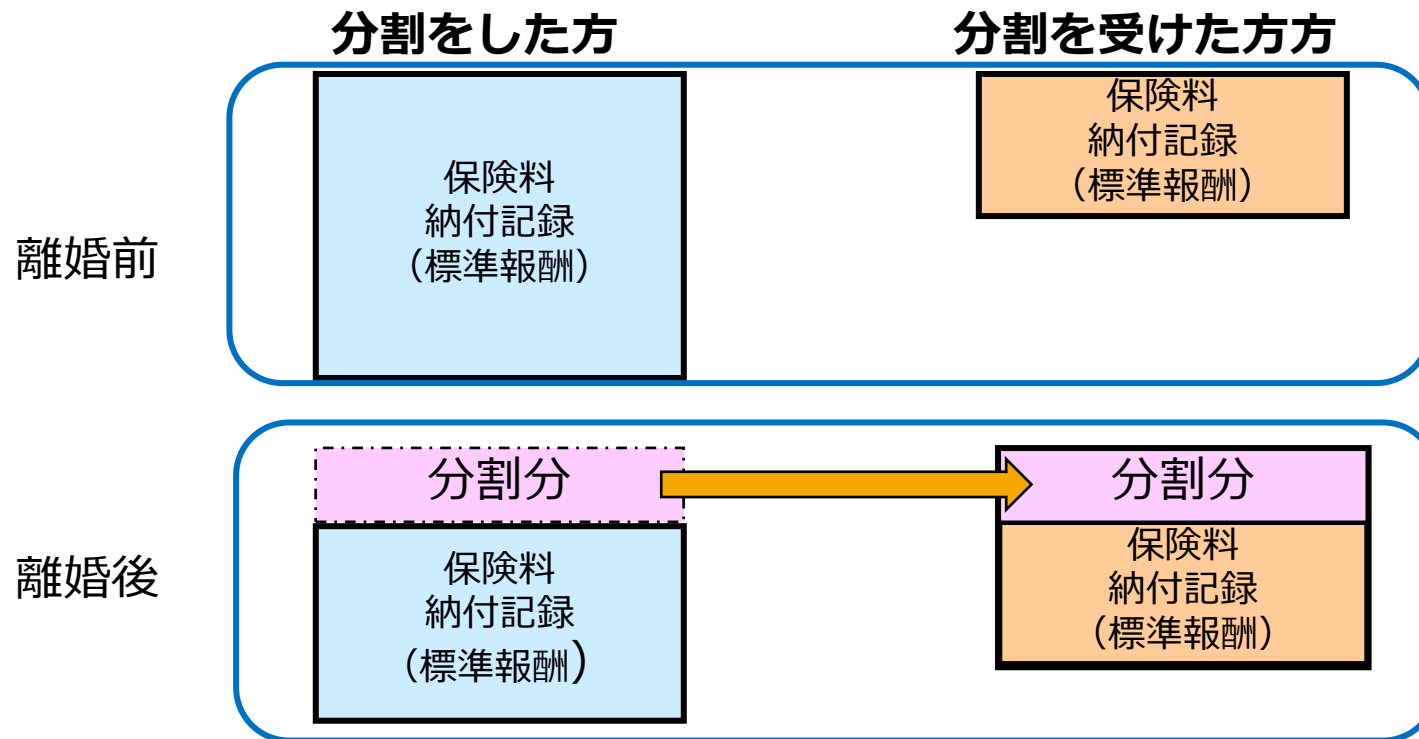
- 平成20年4月1日以後に、お二人の一方に国民年金の第3号被保険者期間がある
- 請求期限(離婚をした日の翌日から起算して2年)を経過していない



# 年金は分割後の納付記録で計算されます

日本年金機構 離婚時の年金分割についてより

- 分割をした方
- ご自身の保険料納付記録から、相手方に分割分を提供した残りの記録で、年金額が計算されます。
- 分割を受けた方
- ご自身の保険料納付記録と相手方から分割分を受けた記録で、年金額が計算されます。



\* 年金を受給している方は、年金分割を請求した日の属する月の翌月分から年金額が改定されます。

# 按分割合とは

日本年金機構 離婚時の年金分割についてより

## 按分割合

- 年金分割の対象となる期間のお二人の標準報酬合計額のうち、年金分割をした後に分割分を受ける方(第2号改定者)の持分を表したものです。
- 按分割合の上限は50%となっており、第2号改定者の持分が減らないように、また第2号改定者の持分が第1号改定者の持分を超えないように決めなければなりません。

### 按分割合50%の分割イメージ

分割前

分割をする方 (第1号改定者)

70%

分割を受ける方 (第2号改定者)

30%

分割後

分割をする方 (第1号改定者)

50%

分割を受ける方 (第2号改定者)

50%



# 請求手続きに共通して必要な書類と手続き

日本年金機構 離婚時の年金分割についてより

- 情報通知書の請求、合意分割の請求および3号分割の請求に際しては、共通して、以下の書類が必要です。

①



- 請求書に個人番号(マイナンバー)を記入するとき…個人番号カード(マイナンバーカード)等
- 請求書に基礎年金番号を記入するとき…請求者の基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

②



- 婚姻期間を明らかにすることができる書類(それぞれの戸籍謄本(全部事項証明書)または戸籍抄本(個人事項証明書)のいずれかの書類) \* 請求日から6カ月以内に交付され、婚姻日および離婚日 が確認できるものをご用意ください。

※ 離婚前に情報提供通知書の請求手続きを行う場合を除きます。

- 事実婚関係にある期間を含む場合は、その事実を明らかにすることができる書類(住民票等)

○提出いただく戸籍謄本、住民票等(年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。)の原本については、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。(第三者証明等、原本返却できない書類もあります。)

- **情報通知書の請求は、離婚の前でも後でも行うことができます。**

「年金分割のための情報提供請求書」に、上記①および②の書類を添えてお近くの年金事務所にご提出ください。

# 合意分割の請求手続き

日本年金機構 離婚時の年金分割についてより

- 合意分割の請求は、離婚をした後に行うことができます。「標準報酬改定請求書」に、「請求手続きに共通して必要な書類と手続きページ」④、⑤および次の書類を添えてお近くの年金事務所にご提出(持参)ください。

① 請求日前 1 カ月以内に交付された、お二人の生存を証明できる書類(それぞれの戸籍謄本(全部事項証明書)、戸籍抄本(個人事項証明書)または住民票のいずれかの書類)

\* 請求書に個人番号(マイナンバー)を記入することで省略できます。

② 年金分割の割合を明らかにすることができる書類(以下の書類のいずれか 1 つ)

i) 話し合いにより、年金分割の割合を定めたとき

ア: 公正証書の謄本または抄録謄本

イ: 公証人の認証を受けた私署証書

ウ: 年金分割することおよび按分割合について合意している旨を記入し、自らが署名した書類(様式は年金事務所に備えてあります。) **この場合は、お二人(それぞれ代理人可)がそろって、年金事務所に直接、合意書を持参していただく必要があります。**



ii) 裁判所による手続きにより、年金分割の割合を定めたとき

ア: 審判(判決)の場合…審判(判決)書の謄本または抄本および確定証明書

イ: 調停(和解)の場合…調停(和解)調書の謄本または抄本

③ 「② i)ウ」により請求手続きを行う場合は、年金分割の請求をされる方(代理人を含む)の本人確認ができる書類等(運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に発行されたものに限る)、パスポート(令和2年2月4日より前に発行された所持人記入欄があるものに限る)、個人番号カード(マイナンバーカード)または印鑑およびその印鑑にかかる印鑑登録証明書のいずれか)

\* 代理人の場合は、代理人自身にかかる上記書類のほか、委任状(年金分割の合意書用)の「委任者(ご本人)」欄に捺印した印鑑にかかる印鑑登録証明書が必要です。

○合意分割の請求は、離婚をした後に行うことができます。

- 「標準報酬改定請求書」に、P8④、⑤および次の書類を添えてお近くの年金事務所にご提出(持参)ください。

○合意分割の対象期間に、3号分割の対象となる期間が含まれているときは、合意分割を請求した時点で3号分割の請求があったものとみなされます。

# 3号分割の請求手続き

日本年金機構 離婚時の年金分割についてより

○ 3号分割の請求は、離婚をした後に行うことができます。

「標準報酬改定請求書」に、「請求手続きに共通して必要な書類と手続きページ」の④、⑤およびの書類を添えてお近くの年金事務所にご提出ください。

① 請求日前 1 カ月以内に交付された、相手方の生存を証明できる書類(戸籍抄本(個人事項証明書)または住民票のいずれかの書類)

\* 請求書に個人番号(マイナンバー)を記入することで省略できます。

② 離婚をしていないが、事実上離婚状態にあることを理由に 3号分割を請求する場合は、その状態にあることを明らかにすることができる書類

○ 3号分割のみ請求する場合は、**お二人の合意は必要はありません。**



# テーマ4のポイント

- 万が一の時には、障害年金や遺族の年金があります。
- 障害・遺族の年金には、保険料を納めていないと、受給できない場合があります。
- 障害の年金は、初診日の加入制度によって、受給できる年金が異なります。
- 障害の年金は障害の程度によって等級が変わり、障害基礎年金には3級がありません。
- 遺族基礎年金は、子がいない場合はありません。
- 30歳未満の子のない妻の遺族厚生年金は5年間の有期です。
- 夫、父母、祖父母は死亡当時、55歳以上でなければならず、受給は60歳からです。（遺族基礎年金を受給中の夫は60歳前から受給可）
- 遺族厚生年金と老齢厚生年金は差額が支払われる。
- 離婚分割方法には、「合意分割」と「3号分割」の2種類あります。
- 離婚合意分割制度は、二人（または当事者一方）の請求でします。
- 離婚3号分割制度は合意はなくても一方の請求でできます。

# 参照資料

- テーマ1~4について以下を参考・参照・引用し、一部再編集を行っています。
  - 日本年金機構ホームページ
  - 日本年金機構「老齢年金ガイド（令和5年度版）老齢基礎年金・老齢厚生年金の仕組み2023年4月1日」
  - 障害年金ガイド（令和5年度版）障害基礎年金・障害厚生年金の仕組み2023年4月1日
  - 遺族年金ガイド（令和5年度版）遺族基礎年金・遺族厚生年金の仕組み2023年4月1日
  - 離婚時の年金分割制度のお知らせ2020年8月3日
  - 離婚時の年金分割について（手続きのご案内） 2023年4月1日
  - 国民年金保険料の納付は - 口座振替での前納・早割が便利でお得です！

